

長崎外国語大学・長崎外国語短期大学保護者会

学生奨励金制度実施要綱

第1条（目的）

本要綱は、長崎外国語大学・長崎外国語短期大学（以下単に「大学」と言う。）に在籍する学生（短期留学生を含み科目等履修生は除く。）が学習、スポーツ、学生生活を通じて、第2条に該当する功績・貢献があった場合、学生の努力を高く評価し、その功績・貢献を称えとともに、学内に広く紹介し、大学の奨励金制度と連携して支援しようとするものである。

第2条（対象）

以下に掲げる事項に該当した場合に適用対象とする。

（1）学習奨励

- 一 学内懸賞論文コンテストにおいて優秀な成績を収めた者
- 二 学内語学スピーチコンテストにおいて優秀な成績を収めた者
- 三 大学で定める学年ごとの到達目標を達成した者で特に成績が優秀と認められる者
- 四 学外で実施されたスピーチコンテスト（大学が公認し大学の推薦によって参加した場合に限る。）において優秀な成績を収めた者
- 五 大学が企画・主催した学生の外国語スピーチコンテストにおいて優秀な成績を収めた者
- 六 学外での研究発表等で雑誌の懸賞論文等に採用された者
- 七 単著、共著を問わず、専門書、一般書を問わず、本学所属を明らかにした著書を出版した者
- 八 その他前各号と同等の成績に該当する判断された者

（2）スポーツ奨励

- 一 インカレ等学生・一般スポーツ大会での優秀成績者
- 二 インカレ等学生・一般スポーツ大会での優秀成績チーム

（3）社会貢献

- 一 ボランティア活動支援において社会的に顕著な功績があったと認められる者又は団体
- 二 天災地変、その他日常生活において、人命救助で社会的に功績があった者又はそれに準ずると認められる者
- 三 地域のまちおこし、まちづくり等に個人又は団体で参加し、社会参加支援の功績が顕著であったと認められる者又は団体
- 四 地域の文化行事に参加し、地域社会・文化伝承支援に顕著な功績があった者又は団体
- 五 その他前各号と同等の顕著な社会貢献があったと認められる者又は団体

（4）その他分野を問わず、社会貢献・善行等で顕著な功績があった者又は団体

第3条（選考）

- 1 奨励金の対象についての選考基準は別途定める。
- 2 奨励金を受ける者又は団体の選考は、大学の推薦に基づき、会長及び会長が指名する役員で構成する選考委員会において決定し、その結果を理事会に報告することとする。
- 3 前項の選考に当たっては、推薦した大学の意見を聴くことができる。

第4条（奨励金）

- 1 奨励金は、会長特別奨励賞、会長奨励賞、参加奨励賞、参加旅費支援費とする。
- 2 奨励金の額は別表のとおりとする。

第5条（表彰）

- 1 会長特別奨励賞、会長奨励賞は、原則として会長が直接授与するものとする。
- 2 参加奨励費、参加旅費支援費は、奨励金の授与をもって表彰に代えることができる。
- 3 語学教育における到達目標達成に伴う学生奨励金については、奨励金の授与をもって表彰にかえることができる。

第6条（事務局）

奨励金制度の事務責任は、長崎外大保護者が負い、実施事務については長崎外大保護者の事務所の責任者に委嘱する。

第7条（要綱の改廃）

本要綱の改廃は、選考委員会の提案に基づき理事会が決定する。

附則

- 1 この要綱は、2007年6月23日から施行する。

別表（第4条関連）

1 学習奨励

① 学内懸賞論文コンテスト

優秀論文を顕彰するとともに、「論文集」として編集・発行し、学生の学習を支援していく。

保護者会長特別奨励賞（学長奨励賞最優秀賞に加算）	3万円
同（学長奨励賞優秀賞に加算）（2名）	各2万円
応募者奨励賞（全員／10名）（上記以外）	各5千円

② 学内語学スピーチコンテスト

英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語、日本語（留学生）について、現在コースごとに実施されているコンテストを学内全体に広げ（要調整）、保護者会会長奨励賞を授与し、語学への関心と学習意欲を高めることを通じて、語学力の向上を支援する。

語学	参加者数 (予定)	会長奨励賞 (学内2位)	奨励賞 (学内1位～3位に加算)	参加奨励賞 (限度額)
英語(3,4年)	15名	3万	2万	1万円
英語(1,2年)	15名	2万	1万	5千円
フランス語	15名	2万	1万	5千円
ドイツ語	15名	2万	1万	5千円
スペイン語	15名	2万	1万	5千円
中国語	15名	2万	1万	5千円
韓国語	15名	2万	1万	5千円
日本語	15名	2万	1万	5千円

③ 語学教育の到達目標達成奨励

- i) 大学における到達目標の基準に準拠する。
- ii) ただし、英語の3年次については、大学の英語コースの推薦によるものとする。
- iii) 学年進行ごとに、所属学年の到達目標を達成した者について奨励の対象とする。
- iv) 在学中において、所属学年での到達目標を達成できなかった者にあつては、最終学年において到達している基準に基づいて奨励金を授与することができる。
- v) 奨励金の額は、1年次3千円、2年次5千円、3年次7千円、4年次1万円とする。ただし、前項に該当した者にあつては、選考委員会において、上限を1万円として奨励金の額を定めることができる。

④ 学外スピーチコンテストでの優秀賞等の受賞者への顕彰

現在、学外で実施されている様々なコンテストに参加して、優秀賞等を受賞した学生への顕彰を行う。

- i) 会長特別奨励賞及び会長奨励賞は、学内スピーチコンテストに準じる。
- ii) コンテスト参加のため旅費等が必要な場合は、参加旅費支援費（補助金）を授与する。

⑤ 長崎外国語大学が企画・主催した学生の外国語スピーチコンテストでの成績優秀者（本学学生のみ）

会長特別奨励賞及び会長奨励賞は、学内スピーチコンテストに準じる。

⑥ 学外での研究発表で、雑誌の懸賞論文等に採用された者

- i) 保護者会長特別奨励賞（学長奨励賞最優秀賞に加算） 2万円加算
- ii) 保護者会長奨励賞 1件 3万円

⑦ 単著・共著を問わず、専門書・一般書を問わず、本学所属を明らかにした著書を出版した者

- i) 保護者会長特別奨励賞（学長奨励賞最優秀賞に加算） 2万円加算
- ii) 保護者会長奨励賞 1件 3万円

⑧ その他前各号と同等の成績に該当すると判断された者

事案の内容によって、前各号の基準に準拠して、選考委員会で定める。

2 スポーツ奨励

① インカレ等学生・一般スポーツ大会での優秀成績者

全国大会

- i) 入賞以上の場合 出場奨励金 3万円
- ii) 参加旅費支援費（補助金）

九州大会（九州一周駅伝選手出場）

区間賞を取った場合 区間賞ごとに参加奨励費 3万円

長崎県大会（県下一周駅伝区間賞）

区間賞を取った場合 区間賞ごとに参加奨励費 2万円

国体参加（県代表／全国可）

ベスト4以上に残った 参加奨励費 3万円

※ 優勝又は準優勝の場合は、選考委員会で定める額を授与する。

実業団の大会

ベスト4以上に残った 参加奨励費 3万円

※ 優勝又は準優勝の場合は、選考委員会で定める額を授与する。

※ 大会等の参加に当たって、主催者団体（所属チーム）から参加旅費等の負担がなく、自己負担となっている場合は、選考委員会で内容を検討の上、参加奨励費を授与することができる。

② インカレ等学生・一般スポーツ大会での優秀成績チーム

全国大会

九州大会
学生駅伝
長崎県大会
国体参加（県代表／全国可）
実業団の大会

- （共通） i）成績によって、出場者全員へ参加奨励費（金額はその都度検討。）
ii）参加旅費支援費（補助金）

3 社会貢献

① ボランティア活動支援

1年から4年まで（短大は2年間）の継続したボランティア活動で、ボランティア団体等からの感謝状等顕彰を受けた学生又は団体

② 人命救助

天災地変、その他日常生活において、人命救助で関係団体の顕彰を受けた学生又は団体

③ 社会参加支援

地域のまちおこし、まちづくりに個人または団体で参加し、地域の推薦を受けた場合、学生又は団体

④ 地域社会・文化伝承支援

地域の文化行事に参加し、地域社会・文化に貢献したとして表彰を受けた場合

※ 上記すべてについて

- | | |
|-------------------------|--------|
| i）保護者会長特別奨励賞（学長奨励賞に加算） | 2万円加算 |
| ii）保護者会長奨励賞（準ずると判断された者） | 1件 3万円 |

4 その他

分野を問わず、社会貢献・善行等で関係団体等からの顕彰を受けた場合

※ 3の社会貢献に準じる。